債権者集会招集

平成２２年（フ）第１２１３号
大阪市東成区玉津２丁目９番20号、開始決定時の住所大阪市住吉区長居西１丁目４番17―605号
破産者　古澤　直徳
1　期日　平成28年５月24日午後２時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年３月28日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第５１１号
福島県いわき市平字鷹匠町７番地の19、従前の住所仙台市宮城野区中野字寺前69番地の１レオパレスコスモスバル103
破産者　新妻　智弘
免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
平成28年３月29日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２号
茨城県坂東市辺田1517番地
清算株式会社　つくば管財株式会社
1　決定年月日　平成28年３月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
水戸地方裁判所下妻支部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２０１４号
東京都港区赤坂２丁目11番７号
清算株式会社　ＧＪＳ管理株式会社
代表清算人　中山　立行
1　決定年月日　平成28年３月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社と各協定債権者は、別紙記載の各協定債権者（承継があった場合には、当該承継人をいう。以下同様。）が、別紙「債権額（元金）」欄記載の額の協定債権（別紙「債権額（元金）」欄記載の額にかかる利息・遅延損害金を含む。）を有していることを確認する。
2　清算株式会社と各協定債権者とは、清算株式会社が各協定債権者に対して弁済の原資となるべき資産がないことを確認する。
3　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定した日をもって、清算株式会社に対し、第１項記載の債務の全額を免除する。
4　清算株式会社は、今後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合、同財産を速やかに換価し、各協定債権者に対し、同換価により得られた代金から必要な費用を控除した残額を別紙「債権額（元金）」欄記載の額（ただし、株式会社日本政策金融公庫については劣後特約付借入の残債権額金２億円を控除した額とする。）の割合に応じて按分した金額を弁済する。
この場合において、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２８年（再）第１０号
東京都新宿区四谷４丁目３番地
再生債務者　株式会社ニュービジネス
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区西新橋１―20―３　虎ノ門法曹ビル608　山下・下田法律事務所　弁護士　下田　　久
平成28年３月25日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２７年（再）第６号
東京都大田区羽田空港３丁目５番７号
再生債務者　スカイマーク株式会社
主文　平成27年１月28日にした監督命令を取り消す。
平成28年３月28日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２７年（再）第６号
東京都大田区羽田空港３丁目５番７号
再生債務者　スカイマーク株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成28年３月28日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第９５号
埼玉県所沢市けやき台１丁目25番地の１　ダイアパレス所沢けやき台204
再生債務者　加藤　慎也
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月15日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月２日から平成28年５月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第１２号
埼玉県所沢市大字山口956番地の11
再生債務者　谷　　三男
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月15日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月２日から平成28年５月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第２８号
千葉県千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番25棟503号
再生債務者　渡部　雅信
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月15日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月２日から平成28年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第３１号
千葉県千葉市若葉区千城台南３丁目13番３号
再生債務者　緒方　一郎
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月15日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月２日から平成28年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第３８号
千葉県浦安市富士見２丁目１番42―502号　リアナ　リバーパーク　舞浜
再生債務者　守屋　保志
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月15日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月２日から平成28年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（再イ）第４号
北海道苫小牧市沼ノ端中央３丁目12番15号　鹿鳴館Ⅱ203
再生債務者　河田　佑介
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月18日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月２日から平成28年５月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（再イ）第１６号
埼玉県入間市金子中央18番地２
再生債務者　礒部　達朗
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月18日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月２日から平成28年５月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（再イ）第２１号
埼玉県川越市砂新田４丁目８番地１（フラワーコーポⅢ―103号室）
再生債務者　四反田弘子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月18日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月２日から平成28年５月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部